

## 公開買付けに関する諸論点⑦ -公開買付けに近接して行われる第三者割当増資-

弁護士 飛岡 和明 / 弁護士 菅 隆浩 / 弁護士 牧 大祐 / 弁護士 中川 雄介

### Contents

- 公開買付けに近接して行われる第三者割当増資の種類
- 公開買付けの対象会社が行う第三者割当増資に関する会社法上の留意点
- 公開買付けの対象会社が行う第三者割当増資に関する会社法以外の留意点

実務上、公開買付けの実施に近接して第三者割当ての方式による増資(「第三者割当増資」)が行われる場合があります。この第三者割当増資は、公開買付者自身が株式の発行者となる場合もありますが<sup>1</sup>、公開買付けの対象会社が発行者となるケースもあります。公開買付けに近接して行われる第三者割当増資は、そうではない場合(第三者割当増資のみを行う場合)と比較して、様々な検討課題が発生し得ます。

今回は、公開買付けに近接して行われる第三者割当増資(主として、公開買付けの対象会社により行われる第三者割当増資)について分析をしていきます。

### 1. 公開買付けに近接して行われる第三者割当増資の種類

公開買付けの実施に近接して第三者割当増資が行われる場合としては、主として、以下の場合に分類することが可能です<sup>2</sup>。

1 例えば、公開買付け用に設立した SPC が、公開買付けの成立後、公開買付けの決済の開始日までに、第三者割当増資を行い、当該増資の手取金をもって公開買付けの決済を行う場合です。

2 なお、米国においては、デラウェア州法に基づき設立された会社を買収するための、二段階合併スキーム(買収用に設立した SPC にて公開買付けを実施させた上で、当該 SPC と買収の対象となった会社を合併させる手法)に際して、株主総会決議を経ることなく合併を実施するべく(すなわち、short form merger を実施するべく)、公開買付けによって取得した株式を合算した上で当該 SPC の議決権保有割合が 90%以上(short form merger の要件として議決権保有割合 90%以上が必要となります。)となるよう、対象会社が、株式発行により割当てを受けられる権利を当該 SPC に対して付与することがあります(いわゆるトップアップオプション)。但し、デラウェア州法の改正により、議決権保有割合が 90%未満であっても、一定の要件を満たす限りは株主総会が不要となる intermediate form merger が創設されたため、トップアップオプションを用いずとも株主総会決議を回避することが可能とな

＜対象会社による第三者割当増資＞

項目	概要
公開買付けへの応募のための第三者割当増資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実務上、数は少ないが、公開買付けの対象会社が、その自己株式を公開買付けに応募する方法(対象会社から見た場合には第三者割当てによる自己株式の処分)が採用されることがある(会社法や金融商品取引法(「金商法」又は「法」)上、公開買付けの対象会社が公開買付けに応募することは禁止されていない。)<sup>3</sup>。</li> <li>■ 公開買付けへの応募であることから、①公開買付者による買取価格(対象会社から見た場合には第三者割当増資における1株当たりの払込金額)は公開買付価格と同額となり、②公開買付けに買付予定数の上限が付されている場合で応募株式数が当該上限を超過する場合には、第三者割当増資により処分する株式数はあん分比例により減少することとなる。</li> <li>■ 対象会社が、新株の発行ではなく、自己株式の処分を行うこととした場合、金商法上の強制公開買付けルールとの関係で、公開買付けへの応募による方法を行わなければならない場合があることについては、下記3の「強制公開買付けルール(新株発行か自己株式の処分か)」を参照されたい。</li> </ul>
公開買付けの成立や応募株式数に関連付ける形で実施される第三者割当増資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第三者割当増資が、公開買付けの成立や応募株式数に関連付ける形で実施される場合がある。具体的には、①公開買付けが不成立(公開買付けへの応募株式数が買付予定数の下限を満たさない等)となった場合には第三者割当増資は一切実施されず、②公開買付けが成立したとしても、応募株式数に連動させる形で第三者割当増資により発行する株式数が決定されるよう条件付けられている場合を指す<sup>4</sup>(②は、公開買付けに対して買付予定数の上限を超えた株式の応募があった場合には、第三者割当増資自体が中止となるよう条件が設定されている場合もある。)</li> <li>■ 本類型は、公開買付け及び第三者割当増資を通じて、対象会社を持分法適用関連会社又は連結子会社にするべく、確実に一定割合の株券等所有割合(例えば、3分の1を</li> </ul>

りました。日本においても、特別支配株主による株式等売渡請求権を公開買付者が行使できるよう、公開買付けの後に、対象会社が公開買付者に対して第三者割当増資を行う(それにより、公開買付者の議決権保有割合を90%以上とし、株式等売渡請求の要件を満たす)ことも、第三者割当増資に適切な資金調達目的があるという前提において考えられます。但し、実務上は、株式等売渡請求権に依拠せずとも、株主総会の特別決議をもって実施可能な株式併合が利用できることから、株式等売渡請求権の要件を満たすために、公開買付けの後に第三者割当増資が利用されるということは本書作成日時点においては行われていないようです。

3 例えば、昭和飛行機工業株式会社が2014年1月30日に提出した有価証券届出書によれば、三井造船株式会社が2014年1月31日から開始した昭和飛行機工業株式会社を対象会社とする公開買付けに関して、公開買付けに応募するためにその自己株式を第三者割当ての方式により三井造船株式会社へ処分ことを決定したとのことです。

4 公開買付け及び第三者割当増資によって公開買付者が達成したい株券等所有割合を予め確定した上で、当該株券等所有割合を達成するために、公開買付けへの応募株式数に連動させる形で、第三者割当増資による発行株式数を決定する方法を指す。例えば、公開買付けの買付予定数の下限を株券等所有割合にして41%に相当する株式数、上限を株券等所有割合にして45%に相当する株式数とした上で、公開買付けの成立を受けて、株券等所有割合を50.1%にするために必要な株式(応募株式数が買付予定数の下限の場合には株券等所有割合にして9.1%、買付予定数の上限以上の場合には株券等所有割合にして5.1%)を第三者割当増資により発行する方法である。

項目	概要
	<p>超える議決権数<sup>5</sup>や過半数を超える議決権数<sup>6</sup>)を確保したいという目的のために行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本類型の場合、第三者割当増資がそもそも実施されるのか、実施されるとして発行される株式数がどうなるのかが公開買付けの結果に依存することとなるため、第三者割当増資による手取金の資金使途や、結果として調達することができなかった資金を別途どのように調達するかという点を検討する必要がある。</li> </ul>
公開買付けの成立や応募株式数に影響を受けない第三者割当増資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公開買付けと同時に第三者割当増資を公表するものの、第三者割当増資が、公開買付けの成立や応募株式数に影響を受けることなく行われる場合がある<sup>7</sup>。</li> <li>■ 公開買付けの成立等を条件としない場合には、結果として、第三者割当増資のみを単独で行った場合と同様の帰結となる可能性もあることから(例えば、公開買付けに買付予定数の下限を設定していたところ当該下限を満たさず不成立となった場合や、公開買付けに買付予定数の下限を設定していなかったが応募株式数が僅少だった場合)、公開買付けの成立や応募株式数がどのような帰結になったとしても、第三者割当増資を実施する必要性・許容性が認められるかを、公開買付者及び対象会社の双方にて検討する必要がある。</li> </ul>
共同スクイーズアウト後に大株主からの自己株式の取得の原資のために行う第三者割当増資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公開買付けの成立を条件とするものの、株式併合の効力の発生後に、対象会社が公開買付者を割当先とする第三者割当増資を行う場合がある<sup>8</sup>。</li> <li>■ この増資は、共同スクイーズアウト(公開買付者と対象会社の特定の大株主(「既存大株主」)が株式併合の後においても対象会社の株主となるスクイーズアウトを指す。)の後、対象会社が既存大株主から株式の取得(自己株式取得)を行うための資金を確保することを目的として行われることが通常である<sup>9</sup>。</li> </ul>

5 例えば、株式会社今仙電機製作所が2020年11月9日に提出した有価証券届出書によれば、テイ・エス テック株式会社が2020年11月10日から開始した株式会社今仙電機製作所を対象会社とする公開買付けの成立を条件として、テイ・エス テック株式会社による所有割合をトータルで34%以上とするために必要な最小の数を上限とする株式を第三者割当ての方式により発行することを決定したとのことです。

6 例えば、ハイアス・アンドカンパニー株式会社が2021年4月14日に提出した有価証券届出書によれば、株式会社くふうカンパニーが2021年4月15日から開始したハイアス・アンドカンパニー株式会社を対象会社とする公開買付けにおける応募株式数に応じて、株式会社くふうカンパニーを割当人とする第三者割当増資を行うこととし、それにより株式会社くふうカンパニーがハイアス・アンドカンパニー株式会社の増資後完全希薄化ベース所有割合にして50.10%に相当する株式を保有することになるとのことです。

7 例えば、株式会社ジーンテクノサイエンスが2016年3月28日に提出した有価証券届出書によれば、合同会社Launchpad12が2016年4月15日から開始した株式会社ジーンテクノサイエンスを対象会社とする公開買付けの成立を条件とすることなく、また、応募株式数の多寡に関係なく、第三者割当ての方式により割り当てることを決定したとのことです(第三者割当増資による払込日は公開買付けが開始する前の2016年4月13日)。

8 例えば、JSLホールディングス合同会社によるジャパンシステム株式会社を対象とする公開買付け(2020年12月25日にJSLホールディングス合同会社が公開買付届出書を提出。2021年3月25日にジャパンシステム株式会社が有価証券届出書を提出)

9 第三者割当増資によって、税務上の1株当たりの資本金等の額に影響が生じることで、自己株式取得に伴う既存大株主の課税関係に影響が生じないよう、種類株式がはっこうされることも選択されます。

項目	概要
	<p>&lt;共同スクイズアウト後の第三者割当増資・自己株式取得&gt;</p>

### <公開買付者による第三者割当増資>

項目	概要
公開買付けの決済資金の確保のために行う第三者割当増資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公開買付者が、公開買付け用に設立された SPC である場合、公開買付けの成立後、決済の開始日までの間に決済用資金を確保するために第三者割当増資を実施することがある。</li> <li>■ 公開買付けの決済のために行われる資金調達であることから、公開買付届出書の添付書類として、出資証明書・引受証明書を第三者割当増資の出資予定者から取得する必要があり、かつ、金融庁・関東財務局から出資予定者による資金拠出の確実性に関する質問や資料提供の要請が行われることがある。</li> <li>■ なお、公開買付けの決済資金となるため、増資による払込金が高額となることがあり、その結果、公開買付者が株式会社である場合には第三者割当増資による登録免許税の負担が大きくなることから、公開買付者となる SPC として合同会社が選択されることもある<sup>10</sup>。この場合、事後的に株式会社に組織変更が行われることもあるようである。</li> </ul>

以下では、実務上、検討課題の多い「対象会社」が発行者となる第三者割当増資について検討を進めます。

## 2. 公開買付けの対象会社が行う第三者割当増資に関する会社法上の留意点

公開買付けに近接して公開買付けの対象会社が第三者割当増資を行う場合、当然のことながら、「募集株式等の発行等」に関する会社法 199 条以下の規定に服することとなります。会社法上の主たる留意点としては、下記のものがあります。

項目	概要
有利発行の該当可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 募集株式の払込金額が引受人にとって「特に有利な金額」である場合には、募集株式の発行に際して株主総会の特別決議を経る必要がある(会社法 199 条 3 項、201 条 1 項)。</li> <li>■ 買付価格にプレミアムが付されている公開買付け(例えば、公開買付価格が 1 株当たり 130 円)において、その対象会社が公開買付者に対して、公開買付けに応募する方法で</li> </ul>

<sup>10</sup> 株式会社の場合、増資による払込金の 2 分の 1 以上を資本金とする必要があるところ(会社法 445 条 2 項)、増加した資本金の額の 1000 分の 7 に相当する金額を登録免許税として支払う必要が生じます。他方で、合同会社の場合には増資を実施しても資本金の額を増額させないことが可能であり(払い込まれた金銭を全て資本剰余金とすることが可能であり)、高額な登録免許税の支払を回避することが可能です。

項目	概要
	<p>株式を処分するのではなく、公開買付け外で公開買付価格よりも安価な価格で第三者割当増資を行う場合(例えば、1株当たり100円)、プレミアムが付された公開買付価格が対象会社株式の公正な価値だと仮定すると、プレミアムが付されていない第三者割当増資の払込金額は「特に有利な金額」に該当しないかが問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ この点については、公開買付価格は、支配権プレミアムの公正な分配といった観点から価格が決定されるものの、第三者割当増資における1株当たりの払込金額は上記観点というよりも、発行者における資金調達の実現性や株式の希釈化といった観点から決定されるものであることから、これらの価格を比較することが必須というわけではなく、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付)に従って払込金額が定められている場合には(すなわち、「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額である」場合には)、「特に有利な金額」には該当しないという取扱いを行っている例が散見される<sup>11</sup>。</li> </ul>
不正発行の該当可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会社法上、株式の発行又は自己株式の処分が「著しく不正な方法」により行われる場合(「不正発行」)には、株主は差止めを求めることができる(会社法210条2号)、現経営陣の支配権を維持することを目的として行われる場合には不正発行に該当するとされている<sup>12</sup>(これに対して、発行者としては支配権の維持ではなく、資金調達を目的としていることを示すことで、これを排斥するというアプローチが通常行われている。)</li> <li>■ 敵対的公開買付けの標的となった対象会社において、ホワイトナイトによる公開買付け+(公開買付けにて応募株式数が不十分であった場合のバックアップをすることを目的として)第三者割当増資による株式の取得機会の付与を行ったといった極端な事例ではない限り、通常、公開買付けの対象会社が行う第三者割当増資が不正発行に該当する可能性が高いというわけではないものの、株主から不正発行ではないかの指摘を受けないよう、資金需要があることを適切に示すことが望ましいと言える<sup>13</sup>。</li> <li>■ 特に、公開買付け及び第三者割当増資を通じて、確実に一定割合の株券等所有割合を確保したいという目的の下行われる種類の取引においては、第三者割当増資により発行する株式数が増加することになるため、現経営陣の支配権を維持することを目的として行われていない場合であっても、そもそも対象会社に適切な資金調達の目的があるかについて、慎重に検討する必要がある。</li> </ul>
資金使途の優先順位・手取金を確保できなかった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上記「不正発行の該当可能性」に関連して、第三者割当増資の実施の有無や発行(処分)株式数が公開買付けに影響を受けるスキームを採用する場合(詳細は上記1の「公開買付けの成立や応募株式数に関連付ける形で実施される第三者割当増資」を参照されたい。)、第三者割当増資による手取金が全く発生しない場合や当初予定していた資金の一部が確保されない可能性が残る。</li> <li>■ そのため、対象会社においては、①手取金の使途が複数ある場合にはどれに優先的に</li> </ul>

11 例えば、株式会社ジーンテクノサイエンスが2016年3月28日に提出した有価証券届出書や、株式会社ジーンズメイトが2017年1月16日に提出した有価証券届出書をご参照ください。

12 例えば、東京地方裁判所平成元年7月25日決定(忠実屋・いなげ屋事件)

13 このほか、公開買付けと同時に第三者割当増資を公表したところ、対抗的公開買付けが発生した場合において、当該第三者割当増資がどのように認定されるのか(その後の対抗的公開買付けの発生による対象会社の支配権をめぐる攻防への発展が、第三者割当増資にどのような影響を与えるのか)という理論上の問題も存在します。

項目	概要
	<p>割り当てるか、②手取金が確保できなかった項目についての手当てをどうするかを検討する必要がある。②に際しては、代替的な資金調達手段を講じない場合には、実は資金調達の目的がなかったのではないかと指摘がなされる可能性がある点に留意する必要がある。なお、代替的な資金調達手段に関しては、実務上、親会社となった公開買付者からのインターカンパニーローンや、金融機関から借入れを行う旨の意向が対象会社から示されることがある<sup>14</sup>。</p>
<p>支配株主の異動を伴う第三者割当増資への規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会社法上、公開会社が第三者割当増資を行うことで、引受人(その子会社等を含む)が有することとなる議決権の数が、増資後の総株主の議決権の数の2分の1を超えることとなる場合において、当該公開会社の総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主から反対の通知がなされた場合には、当該公開会社は第三者割当増資の実施のために株主総会決議を経る必要がある(会社法206条の2)。</li> <li>■ そのため、公開買付けの成立後に、対象会社が公開買付者に対して第三者割当増資を実施し、当該増資に係る引受けの結果、公開買付者の議決権の数が総株主の議決権の過半数を超えることとなる場合には、会社法206条の2に基づいて株主総会決議が必要となる可能性がある。実務上は、第三者割当増資の公表日において、仮に会社法206条の2に基づいて株主総会決議が必要となった場合のスケジュール(第三者割当増資に係る払込期間)が示される事例が散見される。</li> <li>■ なお、会社法206条の2は募集株式の引受けによって引受人が総株主の議決権の数の2分の1を超える議決権数を保有することになる場合に規定があることから、第三者割当増資がまず先に実施された後に、公開買付けによる決済が行われた結果、公開買付者の議決権割合が2分の1を超えるという場合には、条文を形式的に適用する限りにおいては、同条の適用がないこととなる<sup>15</sup><sup>16</sup>(よって、例えば、第三者割当増資による新株発行の結果、引受人の議決権割合が20%から35%に増加し、その後の公開買付けの結果、引受人の議決権割合が50.1%となる場合には、当該第三者割当増資については会社法206条の2の適用がないこととなる。)。但し、先に第三者割当増資を実施することについては、公開買付者にとっては、公開買付けが不成立となった場合において、中途半端な株券等所有割合に留まる可能性がある点をどう評価するかが問題となる。</li> </ul>

### 3. 公開買付けの対象会社が行う第三者割当増資に関する会社法以外の留意点

公開買付けに近接して公開買付けの対象会社が第三者割当増資を行う場合において、会社法以外の主たる留意点としては下記のものがあります。

14 例えば、川本産業株式会社が2016年11月10日に提出した有価証券届出書(公開買付者:エア・ウォーター株式会社)、株式会社イーブックイニシアティブジャパンが2016年6月9日に提出した有価証券届出書(公開買付者:ヤフー株式会社)をご参照ください。

15 同様のことが、第三者割当増資の実施により支配株主の異動の見込がある場合において、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を求める有価証券上場規程432条にも当てはまります。

16 但し、支配株主の異動を伴う第三者割当増資への規制を意図的に回避しようとしているとして、一般株主が差止めを請求する可能性は否定できません。

項目	概要
強制公開買付けルール（新株発行か自己株式の処分か）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金商法上の強制公開買付けルール（一定の株券等の買付け等を行う場合、公開買付けによる取得が求められる規制を指す。）の下では、株券等の発行者による自己株式処分は、市場外での相対取引と同じ取り扱いを受ける。</li> <li>■ その結果、①いわゆる3分の1ルール<sup>17</sup>との関係では、自己株式の処分により、割当人の株券等所有割合が3分の1を超える場合（例えば、30%から35%になる場合や、35%から42%になる場合）には、原則として、公開買付けによる取得が求められ（上記1の「公開買付けへの応募のための第三者割当増資」の類型となる。）、また、②急速買付けルール<sup>18</sup>との関係では、自己株式の処分が5%超要件及び10%超要件の両方にてカウントされることとなる。</li> <li>■ 他方で、新株発行による場合には、急速買付けルールを除けば、強制公開買付けルールに服することがない。そのため、公開買付けに近接して行われる第三者割当増資においては、基本的には新株発行による第三者割当てが選択されることとなる。他方で、公開買付けの対象会社において多数の自己株式が存在しているため、これを活用したいという場合には、上記1の「公開買付けへの応募のための第三者割当増資」の類型を採用するかを検討することとなり、その場合には、あくまで公開買付けへの応募であるため第三者割当増資の価格は公開買付価格と同額となる。</li> </ul>
書類準備（公開買付届出書、有価証券届出書及びプレスリリース）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公開買付者として、対象会社が第三者割当増資を検討していることを認識しているにもかかわらず、それが対象会社より公表されないまま公開買付けを実施することはインサイダー取引規制（法166条1項、2項1号イ）の関係で問題となり、また、対象会社として、公開買付者が公開買付けを検討していることを認識し、それに対して対象会社としての意見を検討しているにもかかわらず、それについて第三者割当増資に係る有価証券届出書に何ら記載しないことは、有価証券届出書の不実記載に関する責任の関係で問題となるため、公開買付けと第三者割当増資を近接して行う場合には、同時に両方の取引について公表を行うのが通常である。</li> <li>■ 公開買付けに近接して行われる第三者割当増資のうち、案件の公表日において公開買付けと第三者割当増資の公表を行う場合には、公開買付者においては公開買付届出書を、対象会社においては意見表明報告書及び有価証券届出書（及びそれらに関するプレスリリース）をそれぞれ同時並行的に作成することとなる。通常は、第三者割当増資に係る有価証券届出書の提出が、一連の開示に最初になされることとなるが（詳細は下記「公表日のスケジュール」を参照されたい。）、上記のとおり有価証券届出書の不実記載に関する責任等の観点から、公開買付けを含めた一連の取引について有価証券届出書にて開示を行うこととなる。</li> <li>■ ここで、公開買付届出書に関する提出先は必ず関東財務局長となるが（金融商品取引法施行令40条1項）、有価証券届出書に関しては対象会社の本店所在地を管轄する財務局長となる場合があり（金融商品取引法施行令39条2項、企業内容等の開示に関する内閣府令20条1項、2項。よって必ず提出先が関東財務局長となるわけではない<sup>19</sup>。）、いずれの書類に関して</li> </ul>

17 市場外取引（PTS取引やToSTNeT取引を含みます。）の結果、株券等所有割合が3分の1を超えることとなる株券等の買付けに対して、公開買付けによる取得を強制するルールです（法27条の2第1項2号、法27条の2第1項3号、並びに法27条の2第1項6号及び金融商品取引法施行令7条7項1号）。但し、一定の要件に基づき適用除外となる場合があります。

18 3ヶ月以内に、10%超の株券等所有割合を増加させる買付け等又は新規発行取得の結果、株券等所有割合が3分の1を超えることとなる場合で、当該取得の中に市場外取引又はToSTNeT取引等による買付け等が合計5%を超えて含まれている場合に、当該買付け等に対して、公開買付けによる取得を強制するルールです（法27条の2第1項4号及び金融商品取引法施行令7条7項2号）。但し、一定の要件に基づき適用除外となる場合があります。

19 内国会社のうち、資本金の額・基金の総額・出資の総額が50億円未満、又は非上場会社については、本店又は主たる事務

項目	概要															
	<p>も、実務上、事前相談を経た上で、EDINETを通じて提出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前相談に際しては、2つの書類を複数の財務局に提出の上、双方の内容の平仄を合わせる必要が生じ得ることから(典型的には、公開買付届出書の事前相談に際して、関東財務局から有価証券届出書のドラフトを共有するよう依頼を受けることがある。)、公開買付届出書及び有価証券届出書の準備に際しては、通常の公開買付け案件以上に、公開買付届出書を作成する公開買付者と、有価証券届出書を作成する対象会社における書類作成上の連携が重要となる。</li> </ul>															
<p>公表日のスケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付けに近接して行われる第三者割当増資のうち、案件の公表日において公開買付けと第三者割当増資の公表を行う場合、公表日における提出書類が通常の公開買付けに比べて増えるため、公開買付者及び対象会社との間で公表日スケジュールを策定の上、密な連携を行うことが重要となる。</li> <li>通常の公開買付けにおいては、公開買付者又は(公開買付者からの要請を受けた)対象会社による公開買付けに関するプレスリリースの公表が、案件の最初の公表となるところ、公開買付けと同時に第三者割当増資を公表する場合には、事前勧誘規制の観点から、対象会社による有価証券届出書の提出が先立つよう準備を行うことが多いものと思料される。</li> </ul> <p>&lt;案件の公表日において公開買付けと第三者割当増資の公表を行う場合の一例&gt;</p> <table border="1" data-bbox="491 920 1417 1218"> <tr> <td data-bbox="496 927 560 1061" rowspan="2">公開買付者側</td> <td data-bbox="560 927 735 1061">正午まで：TOB開始のプレスリリースのファイナル化。公開買付届出書の関東財務局からのサインオフ</td> <td data-bbox="735 927 879 1061">15時以降：株価(公表日の終値)の情報を記載し、公開買付届出書完成。関東財務局に提出</td> <td data-bbox="879 927 1054 1061">17時：EDINETで公開買付け開始公告のセット</td> <td data-bbox="1054 927 1198 1061">16時：公開買付け開始のプレスリリース公表</td> <td data-bbox="1198 927 1412 1061">午前：公開買付届出書をEDINETを通じて提出 朝：新聞にて公告が掲載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1061 699 1099">公表日午前</td> <td data-bbox="699 1061 1054 1099">公表日の12時~24時</td> <td data-bbox="1054 1061 1412 1099">公表日翌日</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1099 560 1211">対象会社側</td> <td data-bbox="560 1099 735 1211">正午まで：有価証券届出書、第三者割当増資に関するプレスリリース、公開買付けの賛同に関するプレスリリースのファイナル化</td> <td data-bbox="735 1099 879 1211">15時半：有価証券届出書をEDINETを通じて提出</td> <td data-bbox="879 1099 1054 1211">16時：第三者割当増資・公開買付けの意見表明に関するプレスリリース公表</td> <td data-bbox="1054 1099 1412 1211">午前：意見表明報告書をEDINETを通じて提出</td> </tr> </table>	公開買付者側	正午まで：TOB開始のプレスリリースのファイナル化。公開買付届出書の関東財務局からのサインオフ	15時以降：株価(公表日の終値)の情報を記載し、公開買付届出書完成。関東財務局に提出	17時：EDINETで公開買付け開始公告のセット	16時：公開買付け開始のプレスリリース公表	午前：公開買付届出書をEDINETを通じて提出 朝：新聞にて公告が掲載	公表日午前	公表日の12時~24時	公表日翌日		対象会社側	正午まで：有価証券届出書、第三者割当増資に関するプレスリリース、公開買付けの賛同に関するプレスリリースのファイナル化	15時半：有価証券届出書をEDINETを通じて提出	16時：第三者割当増資・公開買付けの意見表明に関するプレスリリース公表	午前：意見表明報告書をEDINETを通じて提出
公開買付者側	正午まで：TOB開始のプレスリリースのファイナル化。公開買付届出書の関東財務局からのサインオフ		15時以降：株価(公表日の終値)の情報を記載し、公開買付届出書完成。関東財務局に提出	17時：EDINETで公開買付け開始公告のセット	16時：公開買付け開始のプレスリリース公表	午前：公開買付届出書をEDINETを通じて提出 朝：新聞にて公告が掲載										
	公表日午前	公表日の12時~24時	公表日翌日													
対象会社側	正午まで：有価証券届出書、第三者割当増資に関するプレスリリース、公開買付けの賛同に関するプレスリリースのファイナル化	15時半：有価証券届出書をEDINETを通じて提出	16時：第三者割当増資・公開買付けの意見表明に関するプレスリリース公表	午前：意見表明報告書をEDINETを通じて提出												

所の所在地を管轄する財務局へ提出する必要があります。



- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 飛岡 和明 ([kazuaki.tobioka@amt-law.com](mailto:kazuaki.tobioka@amt-law.com))  
弁護士 菅 隆浩 ([takahiro.suga@amt-law.com](mailto:takahiro.suga@amt-law.com))  
弁護士 牧 大祐 ([daisuke.maki@amt-law.com](mailto:daisuke.maki@amt-law.com))  
弁護士 中川 雄介 ([yusuke.nakagawa@amt-law.com](mailto:yusuke.nakagawa@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)